2　施行期日

この政令は、令和八年九月一日から施行する。（附則第一項関係）

3　経過措置

所要の経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約（条約第十八号）（外務省）

この条約は、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を指定し、相互に直接連絡すること等を定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施すること等について定める。（第一条関係）

2　この条約に規定するところによりこの条約の運用及び実施について責任を有する中央当局として、日本国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、カナダはカナダ司法大臣又は同大臣が指定する者をそれぞれ指定すること等について定める。（第二条関係）

3　被請求国が共助を拒否することができる場合等について定める。（第三条関係）

4　共助の請求の方法、共助の請求に当たって通報することが必要な事項等について定める。（第四条関係）

5　被請求国が請求された共助の実施に当たってとらなければならない手続等について定める。（第五条関係）

6　請求された共助の実施に要する費用の負担について定める。（第六条関係）

7　この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件について請求国に課される開示及び使用の制限並びにこれらに関する秘密保全について定める。（第七条関係）

8　この条約の規定に従って提供される物件の輸送、保管及び返還に関する条件について定める。（第八条関係）

9　証言又は供述の取得について定める。（第九条関係）

10　ビデオ会議を通じた証言又は供述の取得を可能とすることについて定める。（第十条関係）

11　物件の取得について定める。（第十一条関係）

12　人、物件又は場所の見分について定める。（第十二条関係）

13　人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定について定める。（第十三条関係）

14　立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供について定める。（第十四条関係）

15　捜査、訴追その他の刑事手続のために請求国の権限のある当局への出頭が求められている者に対する招請の伝達について定める。（第十五条関係）

16　拘禁されている受刑者の身柄の一時的な移送であって、証言又は捜査、訴追その他の刑事手続における協力のためのものについて定める。（第十六条関係）

17　刑事手続に関する文書の送達について定める。（第十七条関係）

18　犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続の共助について定める。（第十八条関係）

19　この条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が適用可能な他の国際協定、取決め又は自国の法令に従って他方の締約国に対して共助を要請し、又は実施することを妨げるものではないことについて定める。（第十九条関係）

20　両締約国の中央当局は共助の実施を促進する目的のために必要な協議を行うこと、また、両締約国はこの条約の解釈又は実施に関して生ずる問題について協議することについて定める。（第二十条関係）

21　この条約中の条の見出しが、この条約の解釈に影響を及ぼすものではないことについて定める。（第二十一条関係）

22　この条約の効力発生、改正及び終了等について定める。（第二十二条関係）

政　令

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

令和八年八月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百四十六号

金融庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第四項及び第五項、第六十一条並びに第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「金融国際審議官及び局」を「特別な職」に、「第五条」を「第四条」に、「特別な職」を「局」に、「第六条・第七条」を「第五条―第八条」に、「第二款　総合監督局（第八条―第十三条）」を「第二款　総合監督局市場局（第八条―第十三条の二）」に、「第三款　総合政策局（第十八条―第二十三条）」を「第三款　総合政策局（第十八条―第二十三条の二）」に改める。

第一章第一節の節名中「金融国際審議官及び局」を「特別な職」に改める。

第一章第二節を削る。

第五条の見出し中「監督局」を「銀行・証券監督局」に改め、同条第一項中「監督局」を「銀行・証券監督局」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを削り、第七号を第十四号とし、第六号を第十三号とし、第五号を第十二号とし、同項第四号中「第十九条第一項第十号」を「第二十条第一項第十五号」に改め、同号の次に次の二号を加える。

十　投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

十一　投資者保護基金による返還資金融資に係る適格性の認定を行うこと。

第五条第一項第三号中「第十九条第一項第九号」を「第二十条第一項第十四号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第二号を同項第七号とし、同項第一号中「こと」の下に「（第二号に掲げるものを除く。）」を加え、同号二中「農業協同組合法」の下に「（昭和二十二年法律第百三十二号）」を、「水産業協同組合法」の下に「（昭和二十三年法律第二百四十二号）」を加え、同号へ中「第十五条第一項第十四号及び第二十一条第一項第七号」を「第十六条第一項第四号及び第二十二条第一項第七号」に改め、同号ト中「第二十一条第一項第八号」を「第二十二条第一項第八号」に改め、同号チからワまでを削り、カをチとし、ヨをリとし、タをヌとし、レを削り、ソをルとし、ツをヲとし、ネを削り、ナをワとし、同号ラ中「第二十条第一項第二号へ」を「第二十一条第一項第二号ニ」に改め、同号ラを同号カとし、同号ム中「第十五条第一項第二十五号及び第二十条第一項第二号ロ」を「第十六条第一項第八号及び第二十一条第一項第一号ホ」に改め、同号中ムをヨとし、ヨの次に次のように加える。

タ　貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関

レ　特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。第二十条第一項第九号ロにおいて同じ。）